令　和　８　年　５　月
農産局穀物課経営安定対策室

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第９条第１項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める告示等の制定について

Ⅰ　現行制度（収入減少影響緩和交付金）の概要

１　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第４条第１項の交付金（以下「収入減少影響緩和交付金」という。）は、収入減少影響緩和対象農産物に係る対象農業者の前年度における収入額が、収入減少影響緩和対象農産物に係る対象農業者の標準的な収入額を下回った場合に、当該対象農業者に対して交付金を交付する仕組みとなっている。

２　収入減少影響緩和交付金の金額の算定方法は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第３条第４項に規定する調整額及び同法第４条第２項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成 18 年農林水産省令第 72 号。以下「算定省令」という。）において定められており、具体的には、

①　「（標準的収入額－前年度収入額）×０．９×０．７５」を基本とし、

【算定省令第２条】

②　交付前年度における単位面積当たりの収穫量（以下「交付前年度単収」という。）が、単位面積当たりの標準的な収穫量（以下「標準単収」という。）の９割を下回った場合には、共済金相当額を控除して算定することとしている。

「（（標準的収入額－前年度収入額）×０．９）－共済金相当額）×０．７５」

【算定省令第３条】

Ⅱ　告示制定の理由

１　毎年度、収入減少影響緩和交付金を交付するため、その算定に必要な要素を告示で定めることとしているところ、

（１）令和８年度において収入減少影響緩和交付金を交付するに当たっては、

①　標準的収入額の算出に必要な「単位面積当たりの標準的な収入額」（Ｆ）

【農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 10 条第１項】

②　前年度収入額の算出に必要な「交付前年度単位面積当たりの収入額」（Ａ）及び「単位面積当たりの収穫量」（Ｂ）

【施行規則第９条第１項】

③　共済金相当額を控除する場合における交付金額の算定に必要な「交付前年度単収」（Ｃ）、「標準単収」（Ｄ）及び「数量当たりの価額」（Ｅ）

【算定省令第３条及び第４条】

をそれぞれ定める必要がある。

（２）ここで、令和８年度の「単位面積当たりの標準的な収入額」（Ｆ）は、既に令和７年度において告示で定めていることから、令和７年度に交付する収入減少影響緩和交付金に関して、今般、残るＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥの各要素について定めることとする。

２　また、収入減少影響緩和交付金については、その交付要件として、交付前年度に積立金を積み立てることとされており、令和９年度の「単位面積当たりの標準的収入額」（Ｆ）は、令和９年度に交付する収入減少影響緩和交付金の交付のための積立金の算定に必要となるため、今般、併せて定めることとする。

Ⅲ　施行期日等

１　施行期日

令和８年５月 27 日（水）予定

２　その他留意事項

これらの算定要素については、いずれも、

①　地域別、収入減少影響緩和対象農産物の種類別に定めることとしており、その分量が膨大なものであること

②　積立金の積立申出の手続が地方農政局（支局）中心に行われるため、届出窓口での閲覧の利便性が求められることから、告示では「次のよう」に定めることとしつつも、その具体的な内容は官報上は掲載せず、地方農政局等に備えて縦覧の用に供することとする。